

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 7 月 25 日

質問者 真鶴町議会議員 3 番 村田知章

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	1、マダニ対策について
<p>いよいよ神奈川県西部にもマダニが媒介する病気であるSFTS（重症熱性血小板減少症候群）が発症したと神奈川県が7月11日に発表しました。マダニが媒介する危険なウィルスはSFTSの他にも「日本紅斑熱」などあります。SFTSの恐ろしいのは致死率が10～30%と言われているくらい危険度が高いです。</p> <p>今年は、いままで見たこともなかったのに、マダニを多く見るようになりました。我が家の飼い犬にも真鶴町・湯河原町内で散歩中にマダニを何匹もくっつけて帰ってきました。町内や隣町でもマダニが急速に繁殖してきたと推測されます。</p> <p>ここにきて、県西部にSFTSの発症例が出てくると、いよいよ真鶴町内での警戒レベルをあげなければならないと思います。</p> <p>町としての取り組みをお伺いいたします。</p>	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 7 月 25 日

質問者 真鶴町議会議員 3 番 村田知章

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	2、職員の猛暑対策について
<p>近年の猛暑はますます暑さを増しています。外仕事にとって、ひと昔前の猛暑とは比べ物にならないぐらいに過酷な労働条件となっています。</p> <p>真鶴町としても、夏場の炎天下に外で作業せざるを得ない職員もあると思えます。</p> <p>私も庭仕事で草刈りなどしていますが、日中の炎天下での作業の過酷さには悲鳴を上げています。自営業であれば、作業時間を自分で調整して早朝からおこなって、一番暑い正午ごろは休憩して、夕方涼しくなってから作業を再開するなどというサイクルも比較的可能です。町職員となると勤務時間が限られてきますので、炎天下でも作業をせざるを得ないこともあるかもしれません。</p> <p>熱中症警戒アラートが発令された場合など、職員の外作業を中止するなどの基準はあるのでしょうか。伺います。</p> <p>もし、熱中症警戒アラートが発令中でもやらざるを得ない外仕事がある場合には、暑さ手当などの支給も検討することが必要だと思います。</p> <p>一部の企業では、暑さ手当を導入するところが増えています。30度以上で500円、35度以上で1000円などと現場にて暑さ手当を支給している例があるそうです。</p> <p>町として、町職員ならびに町関係作業員（シルバーセンター等）に対する暑さ手当などの補填を行う考えはないかを伺います。</p>	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 7 月 27 日

質問者 真鶴町議会議員 1 番 山崎佳奈

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	教育長
---------	-----

表 題	社会教育機関である図書館の役割と機能について
<p>1 図書館は貸し出しとともに出版物を収集・保存し様々なサービスを通じてすべての人々に提供する基本的な役割のために近隣の複数の市町村立図書館からなる広域ネットワークが確立され利用されています。図書館法第2条で図書館の目的として教養・調査研究・レクリエーションが挙げられており社会が多くの課題を抱えている現在、図書館が時事に関する情報や参考資料を作成して利用者に紹介することを定めています。この点においても真鶴町立図書館はまちづくりや地域の振興、活性化に大きな役割を担っていると考えます。</p>	
<p>(1) 人口当たり、可住面積あたりの図書館床面積は適正ですか。</p>	
<p>(2) 現在学校図書室を一部住民に開放していますが、ご存じですか。</p>	
<p>(3) 町内に図書館以外で静かに勉強ができる場所がありますか。</p>	
<p>(4) 多くの市民はデータベースの活用慣れていないため、市民が活用できるように図書館がデータベースの普及を図ると良いと思いますが、ハイブリット図書館としての機能拡充を考えていますか。</p>	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 7 月 28 日

質問者 真鶴町議会議員 5 番 天野雅樹

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長、教育長
---------	--------

表 題	新設される義務教育学校建設について
<p>現在真鶴町では 2030 年 4 月の開校を目指して現在の中学校跡地に同一施設において小中一貫で教育を行う義務教育学校を新設する計画が進められています。小中一貫教育の研究では文部科学省だけではなく、様々な研究機関によって調査研究が行われ、その成果も報告されています。</p> <p>現在真鶴町では新設する義務教育学校のあり方について「学校建設準備委員会」や「教育を考える会」が設置されています。「学校建設準備委員会」はこれまでに11回開催され、様々な議論をされてきました。</p> <p>建設場所をどこにするのか、町民も活用できるコミュニティスペースをどのように併設するかなど、ハード面を重点に議論されてきました。</p> <p>新たに学校を建設するという町にとっては半世紀に一度の大プロジェクトです。町にとって町の宝である子どもたちの教育は町の未来、移住促進などこれからの町の方向性を決める重大な課題と捉えています。</p> <p>そこで以下の質問にご答弁いただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 9 年間を通じて、育てたい子ども像をどのように考えていますか。・ 特色ある教育とは具体的にどのように考え推進していきますか。・ 教科担任制や小学校、中学校の乗り入れ授業の導入を推進しますか。・ 魅力的なカリキュラムの編成とはどのような内容か具体的に伺います。・ ICT教育をどのように推進していきますか。	

・外国語教育をどのように推進していきますか。

・新教科、「まなづる未来学（仮称）」とはどのような教育をするのですか。

・確かな学力の育成を実施するための具体策を伺います。

・また、現在の真鶴の子どもたちの実態と課題をどのように捉えて、新たな学校の教育に反映させていきますか。

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 7 月 28 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 加藤 龍 ㊟

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長、教育長
---------	--------

表 題	真鶴町附属機関及び各審議会等について
<p>真鶴町においては設置条例に基づき附属機関として、または関係法令に基づき審議会等の会議体が設置されています。</p> <p>その上で以下を問います。</p> <ul style="list-style-type: none">・「真鶴町附属機関の設置に関する条例」の中で附属機関として設置されているもの、または各種単独の設置条例において設置されている会議体について、真鶴町例規集で確認するとかなりの数が存在するが、現在その何割程度で継続的に開催がされているのか。・附属機関、各会議体について大枠の議題に違いはあるものの、町としては総じてどのような関係性、活用方法を考えているのか。・議事録については一部非公開を原則とする審議会があるものの、「真鶴町附属機関の設置に関する条例」で設置されている附属機関の中でもこちらはホームページでも公開されているものもあれば、閲覧に公開請求を必要とするものもあり、会議体においてリーチの難易度に大きな差がある状態ではあるが、これについては是正する考えはあるか。・各会議体における委員選定については多くの場合町長や所管の権限に依るところであるが、委員選定の透明性、公平性について真鶴町の現状をどのように考えるか。	

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 7 月 28 日

質問者 真鶴町議会議員 4 番 黒岩 範子

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	(1) 公共施設等総合管理計画について
	<p>下記の事などについてお尋ねします。</p> <p>(1) 役場庁舎移転はどうしても進める必要があるのですか。</p> <p>役場庁舎は築 54 年本体は耐震補強工事も行われ、耐用年数はコンクリート造は 60 年、多くの自治体は計画保全で使用期間を 85 年に設定・町民センターは築 42 年、耐用年数 18 年計画保全まで 31 年使えます。</p> <p>(2) 学校建設はどうなりますか</p> <p>役場庁舎移転急ぐ必要がなければ、現在、情報センター 3 階の町の図書館全部や町民センターの社会教育機能のほとんどを学校建設に押し付ける必要は無くなります。子どもたちの教育を考える立場からも学校建設はこれまでの計画を基本にしながら、幼稚園建設併設が可能かどうか検討し、上記の二つの押しつけはすべきではないと考えます。</p> <p>(3) 歴史的文化的遺産はどう守りますか</p> <p>旧民俗資料館・風外堂他</p>